

特定非営利活動法人 TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県牛久市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く日本に在留するネパール人その他の外国人及び日本の一般市民に対して、共同互助の精神に基づき、生活支援や医療の提供等に関する事業及び文化振興・国際交流に関する事業を行い、また大規模自然災害発生時には災害ボランティア活動・被災者支援活動を行い、ネパール及び日本両国の相互理解の増進と国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 日本及びネパールにおける支援事業、災害ボランティア・被災者支援活動
 - ② 国際文化交流のためのネパールに関するイベントの企画、運営及び開催
 - ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 正会員は、即時性と双方向性の確保された電話会議又はインターネット会議の方法によって総会に出席することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（即時性と双方向性の確保された電話会議又はインターネット会議の出席者、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事は、即時性及び双方向性の確保された電話会議又はインターネット会議の方法によって理事会に出席することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(即時性及び双方向性の確保された電話会議又はインターネット会議の出席者、書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を

作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多

数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 48 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 KHATTRI CHANDRA BAHADUR (カトリ・チャンドル・バハドル)

理事 THADA MAGAR VICTAR (タダ・マガル・ピクトル)

同 KANDEL BAL KRISHNA (カンドル・バル・クリシュナ)

監事 KHATTRI CHHAM BAHADUR (カトリ・チャム・バハドウル)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 1 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 1 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|----------|-----|----------------------|----------------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 個人: 3 万円 | 団体: 3 万円 |
| | 会費 | 個人: 1 万 2 千円 (1 年間分) | 団体: 1 万 2 千円 (1 年間分) |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 個人: 3 万円 | 団体: 3 万円 |
| | 会費 | 個人: 1 万 2 千円 (1 年間分) | 団体: 1 万 2 千円 (1 年間分) |

様式例

役員名簿

特定非営利活動法人 TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	KHATTRI CHANDRA BAHADUR (カトリ・チャンドラ・バハ ドル)	[REDACTED]	無
理事	THADA MAGAR VICTAR (タダ・マガル・ビクトル)	[REDACTED]	無
理事	KANDEL BAL KRISHNA (カンデル・バル・クリシュナ)	[REDACTED]	無
監事	KHATTRI CHHAM BAHADUR (カトリ・チャム・バハドウル)	[REDACTED]	無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役

設 立 趣 旨 書

令和5年12月11日

特定非営利活動法人 TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN

設立代表者 住所又は居所 [REDACTED]
氏名 KHATTRI CHANDRA BAHADUR (カトリ・チャンドラ・バハドル)

1 趣 旨

TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL は、ネパールに拠点を置く市民共助のためのボランティア団体です。この特定非営利活動法人 TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN は、このネパールの団体の日本の拠点として活動します。

具体的な活動としては、学生の学習支援、医療機関を受診する際の支援、自然災害の被災者への支援などが挙げられます。

日本はネパールと比較して自然災害が多く、私たちはこれまで自然災害の被害に遭った在日ネパール人への支援を在日ネパール人同士の和の中で行ってきました。

しかし多くの自然災害に加え、円安や物価高等で困っているのは在日ネパール人だけではなく日本に在住する全ての人々であると考え、私たちは在日ネパール人で特定非営利活動法人を立ち上げ、引き続き在日ネパール人への支援と、より多くの方に向けて日本での災害ボランティアなどを行う団体として活動していくことになりました。

2 申請に至るまでの経過

2022年10月以前	在日ネパール人同士での共助活動
2022年10月頃	理事長 KHATTRI CHANDRA BAHADUR にネパールの TIGER GROUP OF POKHARA より日本拠点立ち上げの依頼
2023年10月	メンバーが集まり、NPO 法人設立の決定

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年1月31日まで

特定非営利活動法人 TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN

1 事業実施の方針

初年度は、文化交流事業の一環として、チャリティーコンサートの開催に向けて、実行委員会を立ち上げ、関係者と連携しながら、広報等を重点的に企画運営にあたる。

スポンサーからの資金を集め、日本で生活をするネパール人等への生活支援も随時行っていけるように準備を整えたい。また、災害発生時に災害ボランティア活動・被災者支援活動を積極的に行えるようチームとしての体制を整えたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
日本及びネパールにおけるの支援事業、災害ボランティア・被災者支援活動	在日ネパール人ほかへの物資支援活動 災害ボランティア活動・被災者支援活動の実施	(A) 必要に応じて (B) 適宜 (C) 3名 (A) 必要に応じて (B) 適宜 (C) 10名	(D) 生活支援を必要とする在日ネパール人など (E) 20人程度 (D) 日本の自然災害の被災者 (E) 20人程度	
国際文化交流のためのネパールに関するイベントの企画、運営及び開催	チャリティーコンサートの開催	(A) 年1回(12月に開催する) (B) 関東近郊の施設 (C) 10名	(D) チャリティーコンサートの趣旨に賛同する在日ネパール人、その他の外国人、日本人 (E) 100名程度	

(翌事業年度)

令和7年度の事業計画書

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

特定非営利活動法人 TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN

1 事業実施の方針

令和7年度は、NPO法人としての認知拡大に向けた活動を積極的に展開していきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
日本及びネ パールにお ける支援事 業、災害ボ ランティア ・被災者 支援活動	在日ネパール人ほかへの物資 支援活動 災害ボランティア活動の実施	(A) 必要に応じて (B) 適宜 (C) 3名 (D) 必要に応じて (E) 適宜 10名	(D) 生活支援 を必要とす る在日ネパ ール人など (E) 40人程度 (D) 日本の自 然災害の被災 者 (E) 40人程度	
国際文化交流 のためのネパ ールに関する イベントの企 画、運営及び 開催	チャリティーコンサートの 開催	(A) 年1回(12月 に開催する) (B) 関東近郊の施 設 (C) 10名	(D) チャリテ ィーコンサ ートの趣旨に賛 同する在日ネ パール人、そ の他の外国 人、日本人 (E) 200名程 度	

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から令和7年1月31日まで

特定非営利活動法人TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN
 （単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	630,000		
賛助会員受取会費	210,000	840,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	2,000,000	2,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
日本及びネパールにおける支援事業、災害ボランティア・被災者支援活動			
国際文化交流のためのネパールに関するイベントの企画、運営及び開催		2,400,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			5,240,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	100,000		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
謝金	1,000,000		
会議費	450,000		
旅費交通費	1,500,000		
通信費	120,000		
事務用品費	50,000		
支払手数料	300,000		
寄付金	1,000,000		
その他経費計	4,420,000		
事業費計		4,520,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払手数料	200,000		
その他経費計	200,000		
管理費計		200,000	
経常費用計			4,720,000
当期経常増減額			520,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			520,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			520,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP61の様式例を参照）。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌年度の活動予算書」）

令和7年度 活動予算書

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

特定非営利活動法人TIGER GROUP OF POKHARA NEPAL JAPAN

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	630,000	
賛助会員受取会費	210,000	840,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	2,500,000	2,500,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
日本及びネパールにおける支援事業、災害ボランティア・被災者支援活動		
国際文化交流のためのネパールに関するイベントの企画、運営及び開催		2,400,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		5,740,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費	100,000	
人件費計	100,000	
(2) その他経費		
謝金	1,000,000	
会議費	450,000	
旅費交通費	1,500,000	
通信費	120,000	
事務用品費	30,000	
支払手数料	300,000	
寄付金	1,500,000	
その他経費計	4,900,000	
事業費計		5,000,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払手数料	90,000	
その他経費計	90,000	
管理費計		90,000
経常費用計		5,090,000
当期経常増減額		650,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		650,000
前期繰越正味財産額		520,000
次期繰越正味財産額		1,170,000